

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、計画の担い手となる市民、事業者及び市が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

(1) 市の推進体制

市は、すべての市の施策に環境配慮が織り込まれるよう、本計画に基づき各種施策を策定し、事業を実施していきます。そのために、全庁的な横断連携のもと施策の実施・調整、計画の進行管理を行います。広域的な視野で推進すべき環境施策については、国や東京都、周辺自治体などとの連携・協力を図ります。

本計画の進行管理や率先して環境配慮行動の実践にあたっては、「昭島市環境マネジメントシステム（以下、「昭島市 EMS」といいます。）」を活用します。

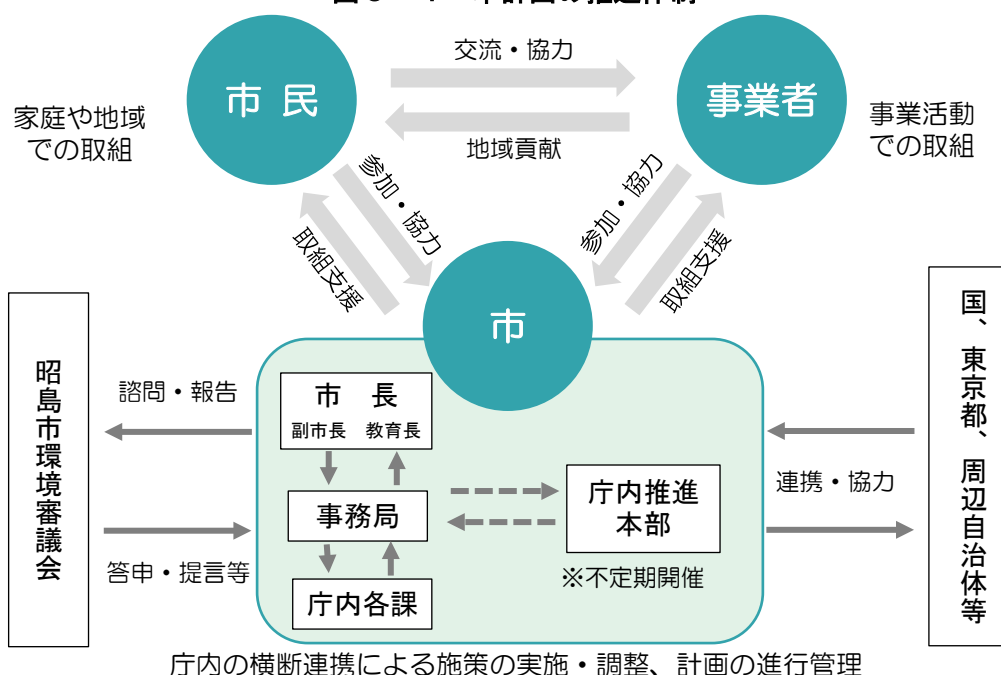
(2) 市民、事業者及び市の協働体制

昭島市環境配慮事業者ネットワークや環境未来会議などの対話の機会を設けて、市民、事業者と市が意見交換を行います。

(3) 点検・評価体制

昭島市環境基本条例第 19 条に基づき設置されている昭島市環境審議会（以下、「環境審議会」といいます。）は、環境基本計画や環境の保全等の施策などについて、本計画の年次報告書「昭島市の環境」を活用して調査審議します。

図 6-1 本計画の推進体制



2 計画の進行管理

本計画における目標達成に向けて着実に推進していくために、PDCA サイクルの考え方に基づき、環境指標の取組を点検・評価し、定期的な見直しを行っていくこととします。

(1) Plan (計画)

各担当課が、本計画の環境指標・目標を踏まえて年次の取組計画を作成します。

(2) Do (実行)

市は、年次の取組計画に基づき施策を推進するとともに、市民、事業者への取組の啓発、情報の提供などを行い、市民、事業者の個々の活動を推進していきます。これについては、年度ごとに作成する「昭島市の環境」に掲載しています。

(3) Check (点検・評価)

環境審議会は、「昭島市の環境」に基づき、環境指標・目標の達成状況や施策・事業の実施状況、次年度以降の課題などについて調査審議します。

(4) Act (見直し)

市は、環境審議会の審議結果を受け、庁内推進本部に報告して次年度以降の各課の取組計画や施策・事業への見直しについて検討します。

図6-2 昭島市 EMS の活用による本計画の進行管理

